

昭和 47 年度生まれ馬（鼠丑會）の会規約

平成 23 年 4 月 29 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は昭和 47 年度馬の会(鼠丑會)と称し、その事務所を当期会長宅に設置する。

(目的)

第 2 条 この会は会及び会員相互の発展と親睦融和を図る事を目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 旅行又は諸事業を計画、実施する事。
2. その他必要な事。

(慶弔)

第 4 条 会員又は会員の親族に弔事がある場合には、次の各号に掲げる所により弔慰金等を贈与するものとする。

1. 弔事 会員が死亡した時
金 10,000円 供花1対
会員の配偶者又は親又は子が死亡した時
金 5,000円 供花1対

※ 弔事は、会員・妻・子供・両親（同居・別居を問わず）についてこれを行う。

2. 会員は弔事が生じた場合は速やかに会長宅へ報告する。
3. 香典返しは一切行わないものとする。

第 2 章 会員

(資格)

第 5 条 この会の会員たる資格は、昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 48 年 4 月 1 日までに生まれた男子とする。

(入会)

第 6 条 新入会員は、有資格者役員会の承諾を得た者とする。

(脱会)

第 7 条 脱会は役員会の承諾を必要とする。

(除名)

第 8 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、速やかに役員会に諮り、役員会の承諾を得て除名する。

1. 正当な理由なく会費の納入を怠った者。
2. 会員にあるまじき行為を行った者。

(会費等の不返還)

第9条 会員が除名された時は、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

(会費の返還)

第10条 本人死亡又は退会の場合は、所定の金額を返納する。

1. 本人死亡の場合は、本人分の積立金全額を返納する。

2. 退会の場合は、原則として積立金3割を返納する。

※ 運営費は、一切返納しないものとする。

第3章 役員

(役員構成及び定数)

第11条 この会に下記の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長（渉外担当） | 2名 |
| 3. 会計 | 2名 |
| 4. 監事 | 1名 |
| 5. 永年監事 | 1名 |

(役員職務)

第12条 役員職務は、次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括し、会の運営及び会議を主幹する。
2. 副会長（渉外担当）は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代理する。又、記録事務を行う。
3. 会計は会計業務を行い、必要に応じてこれを報告する。
4. 監事は、この会の財産および役員業務執行を監査する。
5. 永年監事は、初代会長が務め、任期は永年とする。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。又、再任は妨げないものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第15条 通常総会は、この会の最高議決機関で、全会員をもって組織し、毎年1回4月に会長が召集して開くものとし、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び事業報告
2. 予算案及び決算
3. 役員を選出
4. 会則の変更
5. その他の必要事項

(臨時総会)

第16条 臨時総会は、この会の運営について、会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上から会議の目的である事項を示し請求があった時は、臨時に総会を開く事ができる。

(役員会)

第17条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長が召集し総会に提出すべき事項、この会の運営に関する事項を審議する。

(会議の成立)

第18条 会議は会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）があった時成立する。

(会議の議決)

第19条 会議の議決は、出席者の議決数の2分の1以上をもって決する。

※ 賛、否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第20条 会議は、会長が議長となる。

第5章 経費及び会計

(経費)

第21条 この会の経費は、会費、入会金及び寄付金等をもってこれにあてる。

(会費)

第22条 この会の会費は、次の通りとする。

1. 積立金が毎月金5,000円、運営費が金500円を併せた金額を指定の方法で納入するものとする。
2. 入会金は、全ての会員が入会時に金1,000円を納入するものとする。
3. 発足時より積立てた積立金は、2011年前々厄より祭礼等に関する必要経費に当てる為で、途中は一切手をつけない。
4. 不測の事態が起き運営費より支払いが困難な場合は、役員会に諮り協議する。
5. 必要に応じ会費を増額する場合がある。増額は総会によって決定する。

(過時入会者の入会金等の額)

第23条 新たに会員になった者の入会金等は、以下の通りである。

1. 既存会員個人が積立てた積立金総額と入会金（金1,000円）
2. 積立金総額が多額となり、支払いが1度に困難な場合は分割も認める。但し、会費の納入において、分割した分を上乗せして収める事とし前々厄の前年までに分割した金額を完納するものとする。

(会計年度)

第24条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第6章 行事

(行事)

第25条 この会は年1回の親睦会を行う。

1. 親睦会は毎年順次、それぞれ企画を出し、参加者全員が誠意をもって開催に協力する事とする。
2. 総会、親睦会等の参加費は、その都度参加者より参加費として徴収する。
3. 総会等の必要経費は運営費で負担する。

(その他)

第26条 その他この会が必要と認めた行事を行う。

第7章 雑則

第27条 この会に定めなき事項は、会長が役員会に諮り決定する。

第28条 この会が行う事業の親睦会等において黒字になった場合は、この会に入金する事とする。

(附則)

- ・この規約は平成18年4月1日より適用する。
- ・祭礼に関する行事の予算を計画するに当たり、凍結期間を定めて、その期間は入退会を一切認めない事とする。
- ・会則は必要に応じて総会にて議決し、改正される。